

豊中市立こども園給食調理業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1. 業務目的

豊中市立てらうち・とねやま・てしまこども園において、引き続き給食調理業務を委託し、安心・安全な給食を安定的に提供することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

豊中市立こども園給食調理業務

(2) 業務内容

別添「豊中市立こども園給食調理業務委託仕様書」のとおり。

(3) 予定履行期間

業務履行準備期間：契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

業務履行期間：令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

(4) 予算額

総額 189,390,000円（年額 63,130,000円）（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3. 担当所管課

本件は、豊中市こども未来部こども事業課が所管する。

4. 参加資格要件

本件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

(1) 豊中市物品等入札参加資格を有すること。

(2) 認定こども園、保育所等で1回100食以上を提供し、0歳児からの受入れがある施設（離乳食、食物アレルギー対応食の調理がある施設）で、受託実績があること。

(3) 近畿圏内の給食受託業務（外部搬入も含む）において1年以内に食品衛生に関して行政処分を受けていないこと。

(4) 上記（2）及び（3）の条件を満たす給食業務代行保証事業者を確保でき、申込書類提出時に、給食業務代行保証事業者を書面で申し出ること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(6) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(7) 直近2年間の公租公課を滞納していないこと。

(8) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。

(9) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

- (10) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (11) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (12) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (13) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (14) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 現地見学会及び厨房図面の配布

(1) 現地見学会

- ・日 時 令和8年（2026年）11月6日（金）午後3時以降で調整
- ・場 所 豊中市立てしまこども園（※他の2施設については同等の設備であるため、厨房図面の配布のみとする。）
- ・その他 見学者は各社3人以内。白衣、帽子、マスク持参のこと。
- ・現地見学会に参加を希望する場合は、令和8年（2026年）11月2日（月）午後5時までに後述「13. 応募先、質問先及び問い合わせ先」へメールにて申し出ること。その際メールの件名は必ず『給食調理委託プロポーザル現地見学希望』とすること。

(2) 厨房図面の配布

厨房図面の配布を希望する場合は、令和8年（2026年）11月6日（金）午後5時までに後述「13. 応募先、質問先及び問い合わせ先」へメールにて申し出ること。その際メールの件名は必ず『給食調理委託プロポーザル図面配布希望』とすること。

6. 提案書作成要領

(1) 提案内容

別表1に掲げる書類を揃え、必要部数を提出すること。

なお、提案書類の著作権は事業者に帰属するが、市が審査結果の公表や必要と認めるときは、市は、事前に提案者と協議の上、提案書の全部または一部を必要な範囲で利用できるものとする。また、契約に至らなかった提案者の提案については、市による事業選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 提出方法

提出方法は、持参（平日午前9時から午後5時まで受付。それ以外は受付不可。）、郵送のいずれかとする。持参する場合、確実に受領するため、持参前に事務局あて連絡を入れること。なお、郵送の場合は、書留郵便、特定記録郵便又はレターパックにて提出期限までに届くよう郵送すること。

提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

(3) 提出期限

令和8年(2026年)11月24日(火) 午後5時必着

7. 質疑応答等

質問がある場合は、質問書（様式5）をメールにて事務局あて提出すること。

(1) 提出先メールアドレス

kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp

(2) 提出期限

令和8年(2026年)11月9日(月) 午後5時 必着

- ・電話での質問は受け付けないものとする。
- ・メールの件名は必ず『給食調理委託プロポーザル質問』にすること。
- ・提出されたすべての質問及び回答は、令和8年(2026年)11月13日(金)に市ホームページに掲載し、質問への回答は個別には行わないものとする。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①「4. 参加資格要件」で規定する要件に抵触するに至った場合
- ②予算額を超える提案を行った場合
- ③提案書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

9. 審査方法及び評価基準

(1) 受託候補者選定委員会

本市職員で構成される選定委員会を設置し、第一次審査（書類審査）、第二次審査（プレゼンテーション）を行う。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査項目

審査項目	審査及び 評価配点	審査の視点
①給食業務実施の基本的姿勢	40 点	・ 事業目的・内容を反映した提案であるか ・ こども園運営に貢献する提案がなされているか ・ 業務実施に関して、安全面・衛生面の管理に対する提案内容が具体的かつ十分であるか
②人員配置体制	40 点	・ 業務実施に必要な人材の確保ができるか ・ 給食調理業務を実施する上で効率的かつ効果的に人員体制を組んでいるか
③経営状況及び業務受託実績	20 点	・ 安定的、堅実な経営がされているか ・ 提供食数が同規模のこども園等での受託実績があるか
④バックアップ体制	30 点	・ 本社と現場間の連絡及び支援体制は整っているか ・ 災害、食中毒等の発生時の対応、バックアップ体制が示されているか ・ 賠償に対する責任能力があるか
⑤稼働体制	20 点	・ 業務開始に向けて適切なスケジュールが示されているか ・ 業務開始に向けたスケジュールが適切に実行できる根拠、工夫、経験等が示されているか
⑥食物アレルギー対応・離乳食等への取り組み	40 点	・ こども園給食調理の食物アレルギー対応に対する体制、方針が示されているか ・ 配慮食に柔軟に対応する体制、方針が示されているか
⑦食育への取り組み・独自性	20 点	・ こども園での食育に対する方針、取り組み状況、具体的提案がなされているか ・ 企画提案書作成及び取組姿勢に積極性が見られるか
⑧価格	40 点	・ 見積価格に妥当性があるか
⑨減点評価	内容に応じて 減点	・ 公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等

(3) 第一次審査（書類審査）

第一次審査は、応募事業者が 4 者を超える場合に実施し、各審査員が提出資料の内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、合計得点により受託候補者を 3 者以内に絞り込む。

第一次審査通過者にはその旨及び第二次審査の案内、その他の応募者には選定外となった旨の

通知について、令和8年(2026年)12月2日(水)にメールにて行う。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第二次審査は、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行い、各審査員が提出資料及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、評価得点の合計による総合評価で最高点を得た者を優先交渉権者とする。

①プレゼンテーションで、大型モニター及びそれに接続するHDMIケーブルは本市が準備するが、パソコン（パワーポイント等）その他の視聴覚機材等を使用する場合など、必要な機材は提案者で用意するものとし、企画提案書と同一の資料をもって説明すること。また、実施場所はインターネット有線回線を使用できる環境ではないことに留意すること。

②追加資料等は、市が求める場合を除き不可とする。

③プレゼンテーションの時間は、40分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分）程度とすること。

④第二次審査の出席者は1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の代表者、事業責任者、事業担当者とし、事業責任者は必ず出席するものとする。

(5) 優先交渉権者の決定について

審査の結果、採点結果の合計点が最高点の者を優先交渉権者とする。また、最高点が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、審査基準中「②人員配置体制」、「④バックアップ体制」及び「⑥食物アレルギー対応・離乳食等への取り組み」の項目の点数が高い者を優先交渉権者とし、同項目も同点の場合はくじにより優先交渉権者を決定するものとする。

(6) 審査結果の通知

第二次審査結果は、参加したすべての提案者に対して令和8年(2026年)12月14日(月)にメールにて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等を協議のうえ、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

10. 契約に関する基本的事項

- (1) 優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和8年(2026年)12月下旬から令和9年(2027年)1月上旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。なお、優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとする。また、契約内容及び仕様については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）。
- (4) 契約の翌年度以降において、本契約における予算を減額された場合、又は当該年度における年間予定委託料総額未満に削除された場合は、契約を変更又は解除することができるものとする。

1 1. スケジュール（記載の期日等に変更が生じた場合、応募者に対し別途通知する）

内容	日時
実施要領等の公表（市ホームページに掲載）	令和 8 年（2026年）10月26日（月）
現地見学会参加申込期限	令和 8 年（2026年）11月 2 日（月）
現地見学会 / 厨房図面の配布希望申込期限	令和 8 年（2026年）11月 6 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年（2026年）11月 9 日（月）
質問書に対する回答	令和 8 年（2026年）11月13日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和 8 年（2026年）11月24日（火）
第一次審査（書類審査）※ 1	令和 8 年（2026年）11月30日（月）
第二次審査（プレゼンテーション審査）※ 2	令和 8 年（2026年）12月 7 日（月）
審査結果の通知 ※ 3	令和 8 年（2026年）12月14日（月）
委託契約の締結	令和 8 年（2026年）12月下旬～ 令和 9 年（2027年）1月上旬

※ 1 応募が 4 者以上の場合のみ実施。

※ 2 当日の時間、場所等は第一次審査の結果通知とともに別途通知する。

※ 3 審査結果通知後、市のホームページに結果を公表する。

1 2. 留意事項

- （1）本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- （2）提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- （3）提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- （4）提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- （5）提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- （6）本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- （7）審査及び評価の内容、応募者名等についての質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けないものとする。

1 3. 応募先、質問先及び問い合わせ先（事務局）

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1 【豊中市役所 第二庁舎 3階】

豊中市役所こども未来部こども事業課

電話 06-6858-2341 FAX 06-6854-9533

メールアドレス kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp

提出書類一覧

提出書類		留意事項	様式	提出部数
①	参加表明書	○提案者の代表印を押印	様式 1	正本1部
②	給食業務代行保証事業者申出書	○提案者、代行保証事業者の代表印を押印	様式 2	正本1部
③	会社概要及び実績		様式 3	正本1部 副本7部
④	企画提案書	○企画提案書（様式 4）により作成すること ※様式 4 に定める事項が網羅されていれば、他の形式による作成でも可。ただし、A4サイズとすること。	様式 4	
⑤	見積書	○令和 9 年度以降 3 年間分の見積書（内訳書を含む）を提出すること ○見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること ○見積書の積算根拠がわかる資料を添付すること	—	
⑥	定款・寄付行為・その他事業の目的・組織・業務の執行等を示す書類	○最新のものを提出	—	正本1部
⑦	労働基準法等の規定に関する書類	○就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控）＊賃金等の別規定も含む ○時間外労働・休日労働に関する協定書（労働基準監督署受付印のある事業主控） ○労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控） ○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部抜粋分）	—	写し1部
⑧	飲食店営業の許可証	○最新のものを提出（現在実施中の業務に係るもの。複数ある場合はいずれか一つ）	—	
⑨	印鑑に関する証明書		—	正本1部
⑩	商業登記簿謄本 （登記事項証明書）		—	
⑪	法人税・消費税の納税証明書	○納税証明書その 3 の 3 に限定	—	
⑫	法人市民税の納税証明書		—	